

こどもみらいクーポン事業システム開発及び運用業務委託 プロポーザル審査委員会設置要綱

第1 設置

本市のこどもみらいクーポン事業システム開発及び運用業務委託を実施するに当たって、その業務委託契約の相手方の候補者の決定をプロポーザル方式により厳正かつ公正に行うため、こどもみらいクーポン事業システム開発及び運用業務委託プロポーザル審査委員会 以下「委員会」という。) を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領の確認に関する事項。
- (2) 事業者選定に関する事項。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関する事項。
- (4) その他必要な事項。

第3 組織

委員会の委員は、別紙「こどもみらいクーポン事業システム開発及び運用業務委託プロポーザル審査委員一覧」のとおりとする。

2 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

第4 委員長の職務等

委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

2 委員長に不測の事態があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第5 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員(若しくは代理人)の全員が出席しなければ会議を開くことができない。

第6 意見の聴取

委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、四日市市シティプロモーション部文化課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月23日から施行する。